

東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月25日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第62号

東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東大和市児童育成手当条例施行規則（昭和４６年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「３６６万１，０００円」を「３７５万８，０００円」に改める。

附 則

- １ この規則は、公布の日から施行する。
- ２ 改正後の第３条の規定は、令和８年６月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年５月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。